

令和6年3月1日

入札参加業者各位

新 発 田 市
(契約検査課)

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置等について

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び令和6年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）については、令和6年3月中に入札の公告又は入札の通知を行う工事及び委託から適用することとしていますが、国の労務単価及び新技術者単価の運用に係る特例措置の適用及び国の定めるインフレスライド条項（建設工事請負契約約款第25条第6項）の適用に準じ、新発田市においても下記のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

記

1 特例措置について

(1) 対象案件

- ① 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び建設コンサルタント等業務のうち、令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び令和5年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用して予定価格を積算しているもの。
- ② 令和6年3月1日以降に契約を行う委託業務のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

(2) 措置の内容

- ① 「(1)対象案件」に定める工事等の受注者は、旧労務単価及び旧技術者単価に基づく契約を新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。
- ② 発注者は、受注者から①の変更協議の請求があった場合、対象案件の請負代金額の変更協議を行う。

(3) 請負代金額の変更方法

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{◎変更後の請負代金額} = P(\text{新}) \times k$$

P(新) : 新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

(4) 受注者からの請求方法

対象案件の該当する業種に応じて下記様式により、発注者に提出してください。

- ・ 第1号様式の2（工事用）

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による請負代金額の変更協議について

- ・ 第1号様式の3（建設コンサルタント等業務用）

令和6年度設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置による業務委託料の変更協議について

- ・ 第1号様式の4（委託業務用）

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による請負代金額の変更協議について

2 インフレスライド条項の適用について

(1) 適用対象工事

令和6年2月29日以前に契約を締結している工事のうち、別途マニュアルによって定める残工期が、受発注者協議により定めた基準日から2か月以上あるもの。

なお、発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

(2) 運用基準について

別途「工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル【第11版】」による。

(3) その他

全体スライド及び単品スライドは併用することができる。

※ 技能労働者への適切な賃金水準の確保等について ※

上記の措置に伴い、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切な対応をお願いいたします。